

情報・システム研究機構
機構長 藤井 良一 様

令和 2 年 9 月 18 日
古関東深海盆ジオパーク推進協議会

特定不正行為の疑いの告発に対する予備調査結果への見解

白露の候、貴機構に於かれましては益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、9月1日に、貴機構より特定不正行為の疑いの告発に対する予備調査結果が古関東深海盆ジオパーク推進協議会（以下「本協議会」）に通知されました。これは、令和2年7月30日に本協議会が、科研費研究活動における特定不正行為の疑いの告発文書を日本学術振興会に送付し、その後、被告発人が所属する貴機構に告発文書が回付された故であります。

貴機構が設置した予備調査委員会による調査の結果、「本調査の必要は無し」との結論でありましたが、その調査内容と理由につきましては、到底理解できないものとなっております。

以下、貴機構が「本調査の必要は無し」と考える理由と本協議会が納得できないとする理由を併せて述べさせていただき、再度、調査を実施して頂きたいと考える所存でございます。

情報・システム研究機構の予備調査結果

「研究活動不正への対応に関する予備調査結果について（通知）」 情シ企第54号
令和2年9月1日 情報・システム研究機構 機構長 藤井良一(公印省略)

【調査結果】

令和2年8月6日付で受理した本件告発内容に関し、予備調査の結果、次の理由により本調査を要しないものとする。

【理由】

告発の対象となった論文については、それを掲載した学術雑誌において審査され出版に至ったものである。

告発は、すでに掲載された論文の内容に対する疑義であることから、当機構で調査すべき事案ではなく、該当学術雑誌の編集委員会の責任において行われるべきものとする。

【本協議会の見解】

予備調査委員会は「告発は、すでに掲載された論文の内容に対する疑義であることから、当機構で調査すべき事案ではなく、該当学術雑誌の編集委員会の責任において行われるべきものとする」と述べられているが、「情報・システム研究機構研究活動不正への対応に関する規定(<https://www.rois.ac.jp/pdf/6-11.pdf>)」第10条1項に規定されている「研究活動上の不正行為が行われた可能性」については言及されていない。

本協議会は日本学術振興会へ論文の疑義を告発しているが、もし出版済みの論文に対する疑義が「該当学術雑誌の編集委員会の責任において行われるべき」である事が通例ならば、告発時点で日本学術振興会から本協議会へその様に通知されていたはずであり、貴機構への回付はなされなかったであろうと考える。

「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン(平成26年8月26日、文部科学大臣決定)」によれば「研究活動における不正行為への対応は、研究者自らの規律や研究機関、科学コミュニティの自律に基づく自浄作用によるべきものである」とあるが、予備調査委員会による学術雑誌編集委員会への責任転嫁とも受けとめられかねない通知の内容は、このガイドラインとは相容れないものである。

なお、本協議会では告発文書を提出するよりも前に、各学術雑誌の編集委員に対して論文の齟齬および不正行為の疑いを既に報告している。当然ながら学術雑誌の編集委員会の責任においても行われるべきであると本協議会は考えるが、それはそれとして、第一義的には貴機構の責任において不正行為の有無を調査すべきである。理由は以下の2点である。

- ・本協議会が指摘する捏造および改竄の疑いの中には、千葉県市原市の現地に赴いて地層を観察しなければ確認できない内容も含まれており、海外の学術雑誌編集者および査読者がそれを確認するのは物理的な距離および時間的、経済的な都合上著しく困難であるため。
- ・本協議会が指摘するデータの捏造および改竄の疑いは、その多くが発表された論文の図とデータシートから発見されたものであるが、研究不正の調査には、野外調査ノートや室内実験ノート、あるいは測定機器から打ち出された分析チャート等のバックデータの検証も必要であり、これらを学術雑誌編集者および査読者が実施するのは著しく困難であるため。

これら研究不正の検証は学術雑誌出版元（以下「出版元」）から調査を求められれば予備調査委員会においても実施されるだろうが、このような事例は無いと思われる。一方、仮に査読を通り学術雑誌に掲載された論文であっても、後に研究機関の調査により、研究不正が発覚した事例は数多くある。

例えば2014年のSTAP細胞研究不正問題に関わる調査では、論文が掲載されたNature誌が理化学研究所に対して予備調査を求めたのではなく、研究所の研究不正に関する通報

窓口で相談があったことに端を発している。また、2006年の杉野昭雄元大阪大学教授による捏造・改竄の検証

(https://www.mbsj.jp/admins/ethics_and_edu/doc/WG_rep_and_ikensho.pdf) も出版元からの要請に基づくものではなく、共同執筆者からの申し立てにより行われている。

そもそも今回の事案は、貴機構の職員が関与した、複数の出版元（Geology(GSA), Springer, Elsevier）に掲載された複数の論文をまたいだ研究不正の疑いであり、一出版元の調査では限界がある。従って、出版元からの調査依頼の有無にかかわらず、本来は貴機構が調査すべき内容である。

国立大学法人茨城大学長
太田 寛行 様

令和 2 年 9 月 18 日
古関東深海盆ジオパーク推進協議会

特定不正行為の疑いの告発に対する予備調査結果への見解

白露の候、貴法人に於かれましては益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、9月1日に、貴法人より特定不正行為の疑いの告発に対する予備調査結果が古関東深海盆ジオパーク推進協議会（以下「本協議会」）に通知されました。これは、令和2年7月30日に本協議会が、科研費研究活動における特定不正行為の疑いの告発文書を日本学術振興会に送付し、その後、被告発人が所属する貴法人に告発文書が回付された故であります。

貴法人が設置した予備調査委員会による調査の結果、「本調査の必要は無し」との結論でありましたが、その調査内容と理由につきましては、到底理解できないものとなっております。

以下、貴法人が「本調査の必要は無し」と考える理由と本協議会が納得できないとする理由を併せて述べさせていただき、再度、調査を実施して頂きたいと考える所存でございます。

茨城大学の予備調査結果

「予備調査結果について（通知）」 20 茨大研第 3905 号、2020 年 9 月 1 日
国立大学法人茨城大学長 太田寛行(公印省略)

【調査結果】

通報書類及び4論文の精査の結果、複数の論文の間で引用データが若干食い違うことは確認したが、これらの事案は、本論文の結論には影響を与えない軽微なものであり、不正行為には該当しないと判断した。

また、著者らは、それら分析・引用データを検証可能にするための詳細数値データを既に公表していることから、仮に論文の内容に修正の必要があるとするれば、各対象ジャーナルへ公開質問状を提出していただき、それに論文誌上で著者たちが返答する、いわゆるコメント&リプライ方式、あるいは、訂正や補足を著者たちが論文誌上で公表する、などの解決策が考えられる。

【本協議会の見解】

「本論文の結論には影響を与えない軽微なものであり、不正行為には該当しないと判断した。」とあるが、「結論に影響を与えない軽微なものであれば、不正行為には該当しない」とするのは誤りである。

例えば、2006年には杉野昭雄元大阪大学教授を責任著者とする論文に捏造・改竄と断定しうるデータが含まれているという結論が大阪大学研究公正委員会の調査結果として発表されている（科学技術振興機構(JST)サイエンスポータル

https://scienceportal.jst.go.jp/news/newsflash_review/review/2006/09/20060929_01.htmlより）。

この捏造・改竄の内容は論文調査ワーキンググループの報告書（https://www.mbsj.jp/admins/ethics_and_edu/doc/WG_rep_and_ikensho.pdf）によると、「杉野元教授の論文で問題となったデータは、実験構成の統一性やデータ細部の完全性に必要なものである一方、ほとんどの場合、論文の主要な結論に影響を与えるものではなかった。細部データの補足のため、論文の再投稿や改稿の際に不適切なデータが加えられた場合が多かった。単なるデータの取り違えだとしても、そのような取り違えが頻発すること自体が、細部データの軽視に他ならないと思われる。」とあり、結論への影響の大小と、研究不正とは別の問題であることが述べられている。

「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成26年8月26日文科部科学大臣決定）（https://www.ibaraki.ac.jp/generalinfo/activity/huseitaiou-guideline_200410.pdf）」第3節1の(3)には「本節で対象とする不正行為は、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、投稿論文など発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん及び盗用である。」とあるが、予備調査委員会は被告発人が「基本的な注意義務を著しく怠ったか否か」については通知の中で言及されていない。

また、予備調査委員会は「著者らは、それら分析・引用データを検証可能にするための詳細数値データを既に公表していることから、仮に論文の内容に修正の必要があるとすれば、各対象ジャーナルへ公開質問状を提出していただき、それに論文誌上で著者たちが返答する、いわゆるコメント&リプライ方式、あるいは、訂正や補足を著者たちが論文誌上で公表する、などの解決策が考えられる。」と結論付けているが、解決策を提案する以前に、予備調査においてなぜ「不正行為」を疑わず、告発内容を「軽微なものであり、不正行為には該当しない」と判断するに至ったのか、調査経緯が示されていない。

予備調査委員会は一案として「論文の内容に修正の必要があるとすれば～」と、論文の修正を提案しているが、本協議会は複数の論文の間での若干の引用データの食い違いを単なる論文上のミスではなく、研究不正であろうと考える。その根拠については多数あるが、以下に端的なものを二つ述べる。

根拠1：本協議会が指摘した Okada et al.(2017)古地磁気データの改竄（削除）は、後

続の論文に影響を及ぼしていると考えられる（「追加資料①」参照）。Suganuma et al.(2018)以降の論文では、Okada et al.(2017)に比べて地層の高さが 3.5m 短くなるとされている。これは、Okada et al.(2017)の 3.5m 分の古地磁気データが重複していることを根拠に岡田教授が現地地層を調査した結果、同一の地層であったとして削除したものである。しかし、Okada et al.(2017)において改竄（削除）された 3 試料分の古地磁気データが Fig.6 のグラフ上に存在していると「重複している」とは言い難くなる。つまり、3.5m 分重複している様に見せかけるために不都合な古地磁気データ 3 試料の改竄（削除）を意図的に行ったものと本協議会は推測する。

根拠 2 : Simon et al.(2019) Fig.2 の Yoro-River 柱状図では、Byk-E 火山灰層の上方 4m (Byk-A 火山灰層の直上) まで調査したとされているが、これを引用した Haneda et al.(2020,9 月公開)Fig.3 では、Simon et al.(2019)の Yoro-River 調査範囲は Byk-E の上方約 2m までとされている（「追加資料②」参照）。Simon et al.(2019)Dataset によると、Yoro-River において Byk-E 火山灰層から上方 2.2m~4m まで試料採取場所として記載されているが、現地ではこの高さに相当する露頭は存在しない。この齟齬は Simon et al.(2019)において、火山灰層である Byk-A と Byk-E の両方を一本の柱状図上で調査した様な体裁にし、層序学上の不連続が無いデータであると思わせるための改竄が行われたものと本協議会は推測する。この不連続についてはインターネットニュースサイトのビジネスジャーナル誌（2019 年 7 月 27 日付記事）で岡田教授が「*Byk-E* の上 2m から上位のデータはすでに得られていました。1 次審査の時に、両セクションの間に不連続があるのではないかとという質問がきていたので、2 次審査ではその質問に答える必要がありました。そこで隣接する沢で *Byk-E* の所から新たにデータを取り、両者の間をオーバーラップさせることで不連続がないことを示したのです。試料を採取する際、市原市に『権利上、問題のないところで採取したい』とお願いしたところ、『市が管理する水路部分なら問題ないです』というので、市の職員の同行のもとで採取したのですが、あとから民有地に入っていたことがわかり、市も私も地権者に謝罪しています」と、Okada et al.(2017)発表後の GSSP 審査状況を述べられている。岡田教授のコメントにある『両セクション』とは、「Yoro-River」と「Yoro-Tabuchi」柱状図のことを指し、『隣接する沢』とは「Yoro-Tabuchi」を指す。民有地で無断採取したデータを論文 (Simon et al. (2019)) で用いる訳にはいかないので、「Yoro-Tabuchi」の Byk-E の上約 2m から 4m までの採取地点を「Yoro-River」で採取したものと偽装することにより「Yoro-River」において地層の不連続を解消し、Simon et al.(2019)の査読と GSSP 3 次審査に臨んだのではないかと本協議会は推測する。ちなみに Haneda et al.(2020,9 月公開)では、「Yoro-Tabuchi」における市が所有すると思われる敷地で再度試料採取を行い、不連続を解消しているため、Fig.3 において Simon et al.(2019)の採取地点を引用しているが、この採取地点は Simon et al.(2019)Fig.2 とは異なり、Okada et al.(2017)と同じ採取位置に戻っている。

この矛盾点について、本協議会は Simon et al.(2019)の筆頭著者であり Corresponding

Author である Simon 氏へ質問状をメール送付しているが、未だに返答が無い。

Corresponding Author が返答をしないこともまた、研究不正を疑う理由の一つである。

以上、本協議会が研究不正を疑う根拠を述べたが、予備調査委員会の返答には「軽微」と判断した根拠も、「不正には当たらない」とする根拠も示されていない。仮に執筆の際のミス（細部データの些細な取り違え）と判断するのであれば、今後のミス防止のためにも、被告発人にミスが発生した箇所を再現して頂き、再発防止策を講じるのが研究の質を高める手法の一つであるが、これについても言及されていない。

結論のみを述べて、結論に至るまでの根拠が全く示されていないことが、本協議会が理解に苦しむ点である。予備調査委員会においては「不正には当たらない」とする客観的な根拠を明示する必要がある。示せないのであれば「研究不正の疑いあり」と判断し、本調査に取り組むべきであると本協議会は考える。